

冬の間には身体のメンテナンスを！

肉体改造集中講座のお知らせ

冬になると運動不足になったり、つい食べ過ぎて体重が増えたりしませんか？

健康診断などで肥満や、血糖値の異常、脂質の異常があった方を対象に健康づくり教室を開催します。教室では自分の体力や普段の生活を見直し、自分にあった運動方法や食事量について学習します。

日 程	時 間	内 容
平成22年12月9日(木)	午前10時30分～午後1時	体力測定・自宅でできる運動・ミニ講話
平成23年1月14日(金)		調理実習「ヘルシーランチ」
2月25日(金)		メタボ学習会・ウォーキング・自宅でできる運動
3月10日(木)		体力測定・楽しく身体を動かそう

※内容は変更になる場合があります。

■場所／ふれあい交流センター ■申込期限／12月3日(金)

■申し込み・問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係 (☎485-1000)

富士見台火葬場の改築について

富士見台火葬場は、耐震診断の結果では耐震性が低く、築37年が経ち老朽化も進んでいるため、現施設の隣接地に新たな富士見台火葬場（仮称）を建設することになりました。平成22年度中に実施設計を行い、平成23年度に建物本体が完成する予定です。

冬期間のごみ収集について

- ごみが雪に埋もれて収集できないことがありますので、ごみを出す場所の除雪をお願いします。
- 大雪や吹雪などの悪天時は、ごみ収集が遅れる場合や、やむを得ず中止する場合があります。収集できなかった場合は次週以降の収集となりますのでご了承ください。

NPO法人「住みやすい町を支え合う会」(仮称) 設立にあなただの力を

年度内の設立準備をしています

住んでよかった町 → そんな町を目指し NPO法人を設立し 活動しませんか？
 長く住み続けたい町
 子どもたちに残しておきたい町

目的 幼児から高齢者までの世代間交流の場所、障がい者雇用の場の創設、商店街の振興

≡交流の拠点場所「クルクルクルリン」の活動内容≡

- ★駄菓子の陳列・販売、コーヒーの販売（セルフ）
- ★お茶の無料提供（セルフ） ★地域食堂の開催
- ★新鮮な地元農畜産物展示・販売、コスモス製作品
- ★相談・休憩コーナー
- 保健福祉情報の提供（情報資料の陳列）、保健福祉に関する相談窓口、生活相談所の開設
- ★乗り合いタクシーへの支援
- ★あなたの技術・特技・趣味などの活用

◆参加希望の方は、12月20日(月)までに連絡願います。

■申し込み／商工会(☎485-2264)、社会福祉センター(☎485-1679)、同事務局☎485-3571、槻木義夫

NPO法人のご説明をします

☆NPO法人とは？

公益的な活動を行う団体が比較的簡単な手続きで法人格を取得できるように法律が成立しています。

株式会社・有限会社等が営利法人であるのに対し、NPO法人は非営利法人です。

「非営利」なので営利を目的としてはいけない＝儲けてはならないという意味で捉えられますが、必ずしもそうではありません。組織が維持・継続していくためには運営コストや活動経費がかかります。

その資金を得るための収益事業も認められます。それでは営利企業と何ら変わらないのではと思いますが、以下の点で営利企業とは異なります。

それは、剰余金を構成員（社員）に配当してはならないという点です。余ったお金を分配するのではなく来年度の活動資金に繰り越していきます。

■会社設立のご相談は…槻木行政事務所へ

生活豆知識

商品が毎月届く!?
気づかぬうちに
定期購入



Q 新聞の折り込み広告を見て、ダイエット茶を電話で注文し、代金引換配達(代引き)で受け取った。注文時に定期購入の説明はなかったが、商品に同封されていた明細書に小さな文字で定期発送システムを導入していると記載があった。定期購入するつもりはないので「2回目以降は断る」と事業者者に電話で伝えた。昨日、また商品が届いたようで、宅配便の不在配達票が入っていた。受け取りたくない所以对処法を教えてください。(20代女性)

A 事業者に対し、すでに2回目以降は断っていることを伝えて、商品の受け取りは拒否するよう相談者に助言し、解決しました。

この事例のようにダイエット食品や健康食品、化粧品などを通信販売などで申し込みする際、定期購入であることが広告に小さい字で書かれてあり、消費者にとっては分かりにくく、トラブルになることがあります。申し込むときは、契約内容を十分確認しましょう。代引きの場合は、家族が誤って受け取るものがないように注意しましょう。

なお、特定商取引法では、通信販売にクーリング・オフ制度はありませんが、返品可否、条件、送料の負担を広告に表示していない場合は、商品受け取りから8日間は、送料を消費者負担で返品(契約の解除)が可能です。

トラブルに遭ったり、困ったときは、下記へ相談ください。

■相談窓口／役場企画財政課商工労働係(2階⑩番窓口 ☎485-2111内線251)、釧路市消費生活センター(☎0154-24-3000)、(社)北海道消費者協会消費生活相談推進員(釧路総合振興局配置)(☎0154-44-3460)



松田 シイさん(磯分内)

長寿88歳

おめでとうございます

《平成22年9月該当》

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。



標茶町ほっとらいふ制度

上下水道・暖房費を助成

本町では、「標茶町ほっとらいふ制度」による、上下水道および暖房費の助成を行っています。

助成区分は世帯区分によって異なりますので、詳しくは下記に問い合わせください。

■助成対象／国保税や後期高齢者医療保険料の7割減額・5割減額の対象となる世帯、減額対象と同様な所得の世帯

■支給期／8・12・4月の年3回(暖房費は12月支給期に助成)

■受付場所・問い合わせ／役場住民課社会福祉係(1階②番窓口 ☎485-2111内線122)、各公民館

※受け付けは随時行っています。

※1年に1回の申請が必要です。

※申請の際は、印かんを持参して、振込先の金融機関名・口座番号を伝えてください。

犬の放し飼い、ふんの放置は止めましょう

☆鑑札、注射済票を犬に付けていますか。

迷子になった飼い犬が保護された場合、鑑札などが付いていれば飼い主が早く見つかりますので、必ず付けましょう。鑑札または注射済票が傷んだり、無くした場合は、下記窓口で再交付の手続きをしてください。

■再交付手数料／鑑札550円、注射済票450円

☆首輪、鎖、柵、おりを点検していますか。

普段暮らす場所ではおとなしい犬でも、首輪や鎖などが壊れて逃げ出すと、見慣れないものへの好奇心やストレスなどから、近づいてくる通行人や犬猫、家畜などに飛びかかってケガを負わせたり、走行中の車を追いかけるなどして事故やトラブルの原因になります。首輪や鎖などを点検し、傷んでいれば速やかに交換しましょう。また、放し飼いは絶対に止めましょう。

☆散歩をするとき、ふんの回収袋を持ち歩いていますか。

用便は出かける前に自宅で済ませるようにしましょう。できない場合は必ず袋に入れて回収し、その場に放置したり、道路や公園などみんなでする場所へ捨てるのは絶対に止めましょう。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係

(1階③番窓口 ☎485-2111内線125)

